

三井ダイレクト損保の
バイク保険(総合バイク保険) 重要事項説明書

この書面では、三井ダイレクト損保の「総合バイク保険」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」^(注)に記載していますので、必要に応じて当社Webサイトを参照いただくか、当社お客さまセンターにご請求ください。

(注)eサービス(証券不発行)特約をセットしていない契約については、ご契約後に保険証券とともにお届けします。

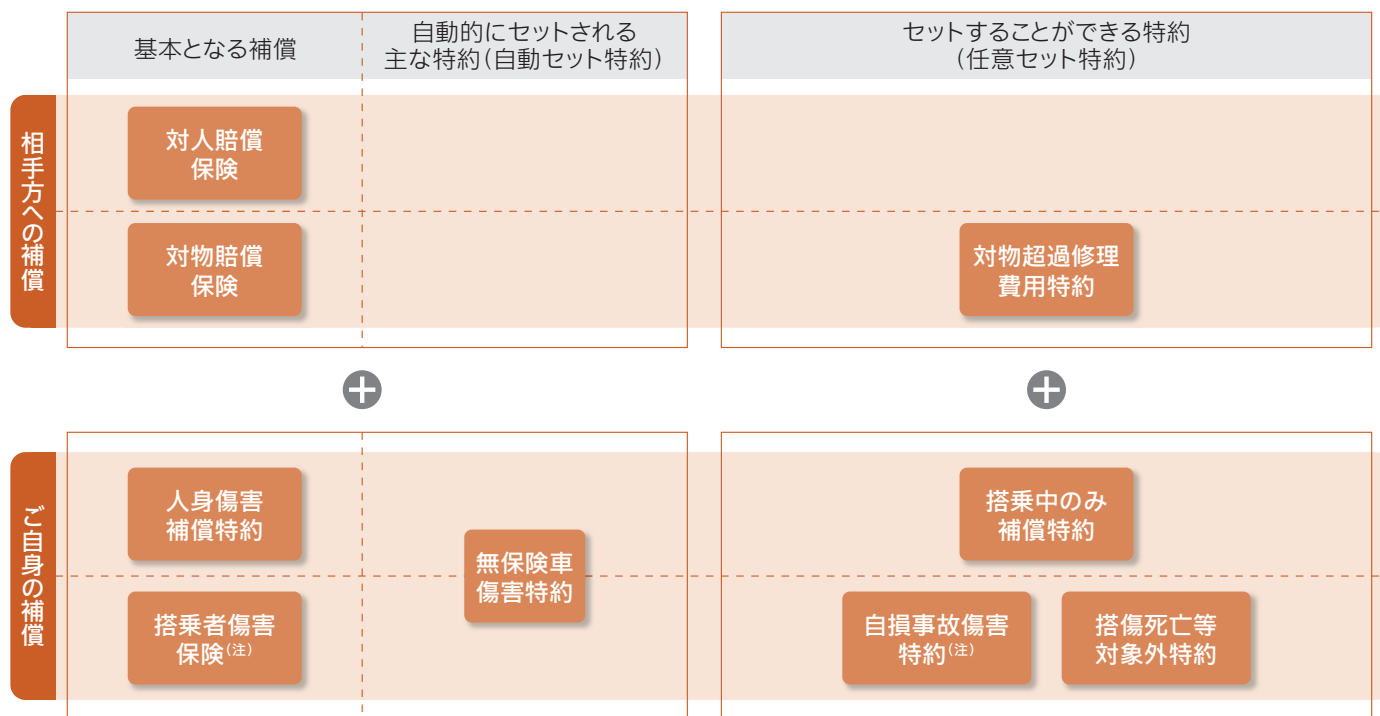
「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、**普通保険約款・特約**の他、📖のマークに記載の項目等を記載しています。

保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の内容について、**記名被保険者**にも必ずご説明ください。

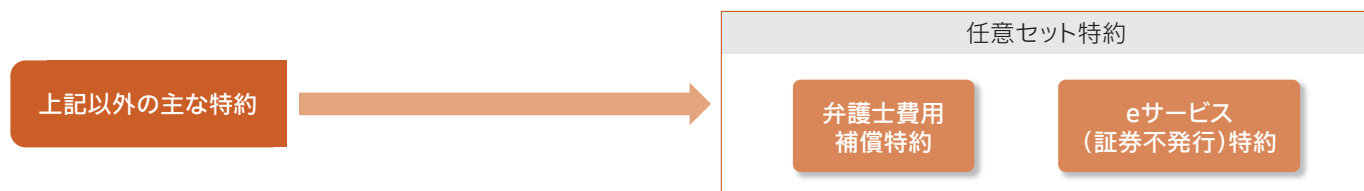
1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み **契約概要**

三井ダイレクト損保の「総合バイク保険」は「相手方への補償」、「ご自身の補償」で構成されます。必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせることでお選びいただけます。



(注)人身傷害補償特約をセットされない場合には、搭乗者傷害保険と自損事故傷害特約が自動的にセットされます。



ご注意ください

- ・**原動機付自転車**をご契約の**バイク**とするバイク保険については、その**原動機付自転車**について適用されるファミリーバイク特約をセットした自動車保険の契約等が他にある場合は、契約の重複が生じることがあります。**(特約の補償内容等については保険会社により異なりますので、詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。)**
- ・他の自動車保険等について、補償内容の差異や**保険金額**等をご確認いただき、『総合バイク保険』の補償の要否をご判断ください。

(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されており、**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金**をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、 保険金 をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、 保険金 をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
自身の補償	人身傷害補償特約	バイク・自動車事故で、 記名被保険者 またはそのご家族、 ご契約のバイク に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対し 保険金 をお支払いします。	地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害、レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害 など
	搭乗者傷害保険 ※人身傷害補償特約をセットしない場合、自動セット	バイク事故で、 ご契約のバイク に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で 保険金 をお支払いします。	
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車 ^(注) と衝突した場合などで、 記名被保険者 またはそのご家族、 ご契約のバイク に搭乗中の方が死亡された場合または後遺障害を被った場合に、 保険金 をお支払いします。 (注)無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。	
	自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約をセットしない場合、自動セット	運転者自身が起こした事故など自賠責保険等の補償の対象とならない事故によって、車両所有者や ご契約のバイク に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で 保険金 をお支払いします。	

また、上記の**保険金**とは別に、事故によって発生する費用を**保険金**としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。

📖 各補償・特約のお支払いする保険金とその額、保険金をお支払いしない主な場合

②主な特約の概要 契約概要

詳細については**普通保険約款・特約**でご確認ください。

●搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約) <任意セット特約>

人身傷害補償特約の補償範囲が、**ご契約のバイク**に搭乗中の事故に限定されます。 ○:補償されます ×:補償されません

事故の種類 契約タイプ(注)	ご契約のバイクに 搭乗中の事故	他人のバイク、バス、タクシーに 搭乗中の事故	歩行中等の 自動車事故
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

(注)人身傷害補償特約にこの**特約**をセットしない場合を<一般タイプ>、セットする場合を<搭乗中のみタイプ>としています。

●弁護士費用補償特約(自動車事故弁護士費用等補償特約) <任意セット特約>

記名被保険者もしくはそのご家族または**ご契約のバイク**に搭乗中の方等が、自動車被害事故で死傷したり財物に損害を被った場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用(弁護士報酬、訴訟費用 等)をお支払いします。(ただし、実際に負担した金額で1事故につき**被保険者**1名ごとに300万円限度となります。)また法律相談費用についても、1事故につき**被保険者**1名ごとに10万円を限度にお支払いします。



●eサービス(証券不発行)特約(保険証券の不発行に関する特約) <任意セット特約>

この**特約**をセットすると、保険証券を発行しません。(ご契約の内容は、お客さま専用ホームページの画面表示で確認できます。)
また、eサービス(証券不発行)割引が適用されます。

③保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、お客さまが実際に契約する**保険金額**については、**申込書類等**でご確認ください。

④補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

運転者年齢条件が適用される方^(注1)のうち**ご契約のバイク**を運転される最も若い方の年齢に応じて、「年齢を問わず補償」「21歳以上補償」または「26歳以上補償」^(注2)のいずれかの運転者年齢条件を設定いただけます。運転者年齢条件を充たさない方が運転中の事故は**保険金**をお支払いできません。

(注1) 運転者年齢条件が適用される方は下記(a)～(d)のとおりです。下記(a)～(d)以外の方(友人・知人、別居の**親族**、別居の**未婚**の子など)は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

- (a) **記名被保険者**
- (b) **記名被保険者の配偶者**
- (c) **記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の**親族**
- (d) (a)～(c)までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

(注2) **ご契約のバイク**が**原動機付自転車**の場合は、設定できません。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間: 1年間
- 補償の開始: 保険期間の初日の午後4時(**申込書類等**にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)
- 補償の終了: 満期日の午後4時

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、ノンフリート等級別料率制度、バイクの種類、**記名被保険者**の年齢等、以下のような要素等によって決定されます。

(※) 当社では、損害率の動向等に応じて**保険料**の見直しを随時行っており、**保険料**は予告なく変更となる場合がありますので、前年のご契約が無事故でもご継続の際に**保険料**が高くなる場合があります。

お客さまが実際に契約する**保険料**については、**申込書類等**にてご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までのノンフリート等級、無事故／事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し 保険料 を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社やJ A 共済等所定の共済からも引き継ぐことができますが、自動車保険、ドライバー保険との間では引き継ぐことができません。  ノンフリート等級別料率制度における割増引率の適用方法、ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い、ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意、契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認
記名被保険者年齢別料率区分	次の条件をすべて充たす場合は、始期日の 記名被保険者 の年齢に応じて 保険料 を算出します。 ① ご契約のバイクの用途・車種 が、二輪自動車 ②運転者年齢条件が、26歳以上補償
保険料の割引制度	ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。 インターネット契約割引、継続割引、ご紹介割引、eサービス(証券不発行)割引  保険料の割引制度

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

「年払」と「月払」から選択いただけます。

○: 選択できます ×: 選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込 ^(注1)
年払	○	○	○
月払 ^(注2)	○	×	×

(注1) 当社Webサイトからのお申込みの場合、ジャパンネット銀行(契約者ご本人名義口座)のみとなります。

(注2) 当社Webサイトからのみ申込可能です。また、「月払保険料」の支払い総額は「年払保険料の5%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が**保険料**を領収するまでの間に生じた事故に対しては、**保険金**をお支払いしません。

 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の**保険料**は毎月の払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は**保険金**をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

(4)満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者または**被保険者**には、ご契約時に「**危険**に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)^(注)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。(特に、「バイクの**用途・車種**」「前契約の事故の有無」等については、十分ご注意ください。)

(注) **申込書類等**において「告知事項」または㊦印で表示しており、電話の際にはおたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 **注意喚起情報**

①ご契約後、告知事項のうち次に掲げる事項(通知事項)の変更が生じた場合には、遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

・ **ご契約のバイクの用途・車種**、車両番号(車両番号に準ずるものを含む。)^(注)

(注) **用途・車種**の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、**原動機付自転車**から**原動機付自転車**以外に変更となり「入替の対象となるバイクの範囲」を超える場合など、当社引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。

②また、次の事実が発生する場合は契約内容の変更が必要となりますので、予め当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

 ご契約内容の変更に関する留意事項、ご契約のバイクの入替

- ・ **ご契約のバイク**と同一の**用途・車種**のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合や**ご契約のバイク**の廃車・譲渡・返還に伴い**ご契約のバイク**の所有者、**記名被保険者**またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合
- ・ **ご契約のバイク**を譲渡する場合
- ・ **記名被保険者**が変更になる場合
- ・ 運転者年齢条件を変更する場合(ご契約の運転者年齢条件を充たさない方が運転される場合)
- ・ 上記の他、**特約**の追加・削除等契約条件を変更する場合

③事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、**保険金**を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

④お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2)解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返戻金として返還^(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注) ご契約の**保険料**から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

(3)ご契約の中断制度 **注意喚起情報**

バイクの廃車・一時抹消登録・譲渡または海外渡航等の理由により、ご契約を解約するまたは継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、中断するご契約の事故の有無・内容・件数等により決定されるノンフリート等級および事故有係数適用期間を新たなご契約に適用できる、「中断制度」があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、中断日(ご契約の解約日または満期日)から13ヶ月以上ご連絡がない場合や、海外出国日が中断日から6ヶ月を超える場合はこの制度をご利用できませんので、ご注意ください。

 中断証明書発行の主な条件、中断後の新たなご契約の主な条件

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。自動車保険(バイク保険)は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、**保険金**や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による**保険金**は100%補償されます。

(2) 個人情報に関する取扱い 注意喚起情報

① 個人情報の利用目的

本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記③に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約の引受審査、維持・管理を含みます。)を行うため
 - (B) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含みます。)**・保険金**の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
 - (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
 - (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
 - (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
 - (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため
- 保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

② 個人情報の提供先

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供する場合があります。

③ 共同利用

- (A) 保険契約の締結または保険金支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等との間で、個人情報を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人情報を共同利用します。
- (B) 当社は、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

④ 当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。

■ 特約の補償重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の**特約**をセットされる場合、**記名被保険者**およびそのご家族について、補償内容が同様の他の保険契約(自動車保険・ドライバー保険や、当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。補償が重複すると、その**特約**の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは**保険金**が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や**保険金額**等を十分ご確認ください、以下の**特約**の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は**普通保険約款・特約**でご確認ください。)

(注) 補償の重複を避けるためにこれら補償・**特約**を1契約のみにセットする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により**被保険者**が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがありますので、十分ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降のバイク保険等の補償の場合を含む)
①	人身傷害補償特約「一般タイプ」	人身傷害補償特約「一般タイプ」
②	弁護士費用補償特約	2台目以降のバイク保険等の弁護士費用補償特約

※上記①の補償が重複している場合は、一方のご契約を「搭乗中のみタイプ」とすることで、補償の重複部分をなくすることができます。ただしその場合、次の点にご注意ください。

- ・廃車等に伴い「一般タイプ」のご契約を解約された場合等には、ご契約のバイクに搭乗中以外の補償がなくなることがあります。
- ・また、例えば1台目は二輪自動車、2台目は**原動機付自転車**と、**用途・車種**が異なる複数台のバイクをお持ちの場合に、1台目の二輪自動車のバイク保険が「一般タイプ」であれば補償される「他人のバイクに搭乗中の事故」という「他人のバイク」は「他人の二輪自動車」に限られているため、2台目の**原動機付自転車**のバイク保険を「搭乗中のみタイプ」にすると、他人の**原動機付自転車**に搭乗中の事故の補償がなくなります。

※上記②の補償について、「**記名被保険者**およびそのご家族」以外の方は、弁護士費用補償特約をセットされた**ご契約のバイク**に搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

※無保険車傷害特約等の自動セット特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

■クーリングオフ

- ご契約のお申込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせください。

ただし、既に**保険金**をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申出の場合は、効力は生じません。

- 下記の宛先へ、必ず郵便(ハガキ)でお申出ください(お電話・FAX・メール等でのお申出はできません)。

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さまセンター宛
記載事項 ^(注)	クーリングオフする旨の記載／ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号／契約申込日／保険種類(バイク保険)／証券番号

(注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきますので、ハガキへの記入は不要です。

- クーリングオフした場合、既に払い込まれた**保険料**は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

■ご契約に事故があった場合の、ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

■重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。

(A)当社に**保険金**を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(B)**保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。

(C)暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。

(D)上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

■事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、**普通保険約款・特約**に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 保険金のご請求時に提出いただく書類、示談交渉

<保険会社等の相談・苦情・連絡窓口>	<指定紛争解決機関> 注意喚起情報
○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、 当社「お客さまセンター」の以下の各連絡先電話番号へ ご連絡ください。 新規のお客さま : 0120-312-405 ご契約中のお客さま(継続) : 0120-312-645 ご契約中のお客さま(変更手続き) : 0120-312-750 (受付時間: 平 日 9:00～22:00) (土・日・祝日 9:00～18:00)	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽA D R センター 電話番号 0570-022808[ナビダイヤル] (受付時間: 平日 9:15～17:00)
○事故が起こった場合には、 当社「事故受付センター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-258-312(24時間365日対応)	詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
○保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、 当社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-770 (受付時間: 平日 9:00～17:00)	

【保険用語のご説明】

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 解約日、家族、後遺障害、始期日、事故有係数適用期間、自賠責保険等、前契約、保険期間、満期日

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など 普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、 保険料 の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	ご契約のバイク を主に運転される方で、保険証券記載 ^(注) の 被保険者 をいいます。
	ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイクのことをいい、保険証券に明記 ^(注) されます。
保険金	保険金	普通保険約款 および保険契約にセットされる 特約 により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき 保険金 の限度額であって、保険証券記載 ^(注) の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者 が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁)を含みます。
	親族	配偶者 、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	用途・車種	車両番号標等に基づき定めた二輪自動車または 原動機付自転車 等の区分をいいます。
	原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。)または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。

(注)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

